

仕様書

1 業務名

岸和田市議会会議録作成業務

2 業務目的

本会議や委員会その他必要に応じ、岸和田市（以下「発注者」という。）の指定した会議の会議録を作成することを目的とする。

3 業務内容

音声データの反訳・調製、会議録データの作成・納品

4 委託期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

5 発注予定会議及び想定時間数

(1)本会議（3・6・9・12月）約65時間

(2)委員会（3・6・9・12月）約65時間

初回会議予定 令和8年6月中旬

6 校正

なし

7 原稿作成

(1) 録音データの受け渡しは、インターネット上に受託事業者（以下「受注者」という。）で管理するサーバを設け、https://で始まるURLを使用する「岸和田市議会専用WEBページ」を作成し、反訳元となる音声データファイル（WMA形式またはMP3形式）と会議録調製に必要な会議書類のデータファイルを受信すること。なお、WEBページはパスワードでアクセスを制限すること。

また、環境整備等に係る費用は、受注者の負担とする。

(2) 受注者は、マイクロソフト社のWORD形式により原稿を作成し、メールにて発注者に送付するものとする。

また、納期は、発注者から反訳元となる音声データファイルや会議書類のデータファイルを受注者が受け取った日の翌日から起算して、本会議録は12日以内、委員会録は14日以内とする。

さらに、特急反訳として発注者から受注者へ依頼した原稿の納期は、発注者か

ら反訳元となる音声データファイルや会議書類のデータファイルを受注者が受け取った日の翌日までとする。

送信先：岸和田市議会事務局総務課 gikaisoumu@city.kishiwada.lg.jp

- (3) 印字される紙の大きさはA4判、文字の大きさは10.5ポイントとする。
- (4) 1行当たりの文字数は、役職名の前につける○を含め、20文字とする。
- (5) 文字フォントは、MS明朝体とする。ただし、発言者については、MSゴシック体とする。
- (6) 1ページ当たりの段落は2段とし、行数はページ番号を除き39行とする。
- (7) 発言者の表記については、次のとおりとする。

本会議、常任委員会、特別委員会においては、発言者（進行役である議長、委員長も含む）は全て氏名と役職名を表記。
- (8) 用字例は、公益社団法人日本速記協会発行の『新訂 標準用字用例辞典』によるものとする。
- (9) 疑問点、不明な点および整文箇所等については、網掛け（見え消し）表示するとともに、コメントを付すこと。
- (10) 整文においては、次の点に注意する。
 - (ア) 無機能語（えー、あのー、そのー、これはですね）などは削除する。
 - (イ) ひとり言、意味のない口癖は、削除する。
 - (ウ) 単純または明らかな言い間違い、読み間違い、言葉の誤用、助詞の誤用、言い直しは整文する。
 - (エ) 主語と述語の不一致など、言葉の照応関係が不適切な部分は整文する。
 - (オ) 発言の突然の転換で話が続かない場合などは、「2字ダッシュ（—）」を用いて表記する。
- (11) 原稿の作成にあたっては、会議音声聞いての全文校閲を別の者が1回ずつ、計2回実施すること。ただし、うち1回は必ず公益社団法人日本速記協会技能検定1級取得者が校閲を行うこと。

8 原稿の正確度

- (1) 速記反訳原稿（初稿）は、99.9%以上の正確度を有するようにする。
- (2) 正確度は、句読点を除く表記、聞き間違い、打ち間違い等による誤りを1字1失点として計算し、当該会議分について正確度が99.9%未満の場合、発注者の指示により速記反訳原稿を速やかに作成し直す。
- (3) 公益社団法人日本速記協会技能検定1級取得者を本業務に従事させること。

また、取得を証明するために資格の証書の写しを提出し、雇用を証明するため健康保険証の写しを提出すること。
- (4) 正確度が著しく低い場合、発注者は契約を解除することができる。

9 委託料

発注者は、契約書に規定する検査に合格したものに対し、次のとおり料金（消費税・地方消費税を含む。）を支払うものとする。

なお、消費税率・地方消費税率については、契約締結時は10%であるが、この契約の締結後、消費税法（昭和63年法律第108号）及び地方税法（昭和25年法律第226号）の改正等によって消費税率及び地方消費税率に変更が生じた場合は、変更後の税率を適用するものとする。

- (1) 反訳料は1時間当たりの単価に録音時間を乗じて算出したものに、消費税及び地方消費税を加えた額とする。この場合において、1円未満の端数が生じたときはその端数を切り捨てるものとする。
- (2) 録音時間については、開催日ごとの時間は30分単位とし、30分以内のときは30分、30分を超えるときは1時間とする。
- (3) 特急反訳として発注者から受注者へ依頼した場合は、(1)の1時間当たりの単価に0.5を乗じて得た額を反訳料に加算する。この場合において、1円未満の端数が生じたときはその端数を切り捨てるものとする。

10 その他

- (1) 発注者は、受注者の会議録データ作成に当たり、7(1)に定めるサーバを通じて会議関係書類をデータファイルにより提供する。受注者は当該業務が完了した後、当該データを速やかに破棄すること。
- (2) 納品までの作業内容及び作業工程を記した校閲作業表を発注者に提出すること。
- (3) 本契約書及び仕様書に関し、定めのない事項については発注者・受注者協議のうえ定めるものとする。